

議案第 2 号

橋梁建設工事の請負契約の変更について

橋梁建設工事について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大口町条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 橋梁建設工事 |
| 2 | 工 期 | 変更前
契約の翌日から 270 日
変更後
契約の翌日から 373 日 |
| 3 | 契約の相手方 | 愛知県丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目 238 番地
丸周建設株式会社
代表取締役 近藤 義則 |

令和 6 年 3 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、（仮）狭間橋の橋梁建設工事の工期を変更する必要があるからである。

橋梁建設工事の工期変更について

変更（工期延伸）理由

（変更理由）

当該工事の施行において、仮橋歩道橋を設置するにあたり、その部材調達に不測の時間を要したことに伴い、全体的に工事工程が後ろ倒しとなった。その結果、原工期内に完了することが困難なため、工期を103日間延伸し、令和6年6月30日までとします。

○当初

契約日 令和5年6月23日

契約金額 金53,680,000円

工期 令和5年6月24日から令和6年3月19日まで（270日間）

○工期延伸

工期 令和5年6月24日から令和6年6月30日まで（373日間）